

2025年9月2日

報道関係者各位

慶應義塾

慶應義塾病理診断クリニック —全国の医療機関の病理診断を安定的に支援—

慶應義塾は10月1日、デジタル病理診断システムを活用した「慶應義塾病理診断クリニック」を慶應義塾大学信濃町キャンパス（東京都新宿区）内に開院します。

日本の病理医は慢性的に不足しており、特に地方病院や臨床クリニックでは手術後の病理診断が十分に行えないことがあります。そこで慶應義塾病理診断クリニックは、デジタルネットワークを活用して全国の医療機関の病理診断を支援し、迅速かつ高精度な診断を受けられる体制を整えます。

なお、集積したデジタル病理画像データベースは教育・研究・病理医育成に活用します。

1. 慶應義塾病理診断クリニックの特徴

- ・デジタル病理画像による病理診断を実施し、医療機関および検査センター（標本作製）と連携して、病院、臨床クリニックの病理診断を支援します。
- ・デジタル化を活用することにより、病理診断までの所要時間（TAT）の短縮を目指します。
- ・病理専門医のダブルチェックによる高品質な病理組織診断報告書を発行します。
- ・術中迅速病理診断へのコンサルテーションを含め、委託元医療機関の臨床医からの病理診断に関する相談には、本クリニック所属の病理医が直接対応します。
- ・ガラス標本での受託にも対応します。この場合、病理組織画像のデジタル化は本クリニックで行います。希望される委託元医療機関にはデジタル画像の無償提供を実施します。

2. 開院の背景

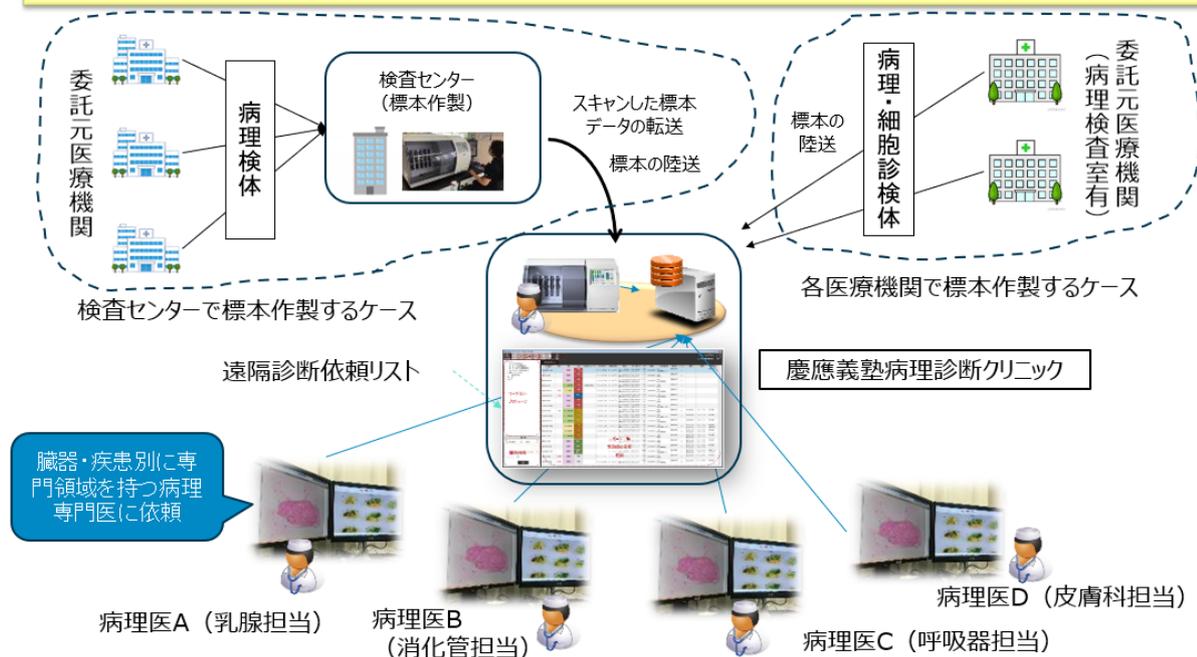
- ・病理診断は、最終診断ともされ、病名の決定のみならず、疾患によっては治療法、治療薬の決定（特に悪性腫瘍）も行う医行為（注1）です。
- ・病理診断を行うのは病理（専門）医ですが、日本における人口10万人当たりの病理医数は米国の約3分の1であり、慢性的な病理医不足が課題となっています。
- ・手術後には病理診断が必須となりますが、全国の急性期医療を担う400床超の病院でも、約28%の病院において常勤あるいは非常勤の病理医が不在という状況にあります。
- ・病理医が勤務していない病院や臨床クリニックでは、病理検査として、当該医療機関外の検査センターに、病理標本作製の委託、病理検査報告書の作成委託がなされています。
- ・一方で、過去2回にわたる病理学会からの疑義照会に対して、厚生労働省からは「病理診断は医行為である」との回答が出され、病理診断は医療機関内で行うべきと解釈されています。
（医業（＝医行為を反復する意思を持って行う行為）は届出等がなされた「医療機関」で行うこととされています）
- ・平成28年度診療報酬改定で、検査センターで行われてきた病理検査報告（医行為である「診断名」の記載は、本来はできない）を医行為である病理診断として行うための受け皿である「病理診断を担うクリニック（診療所）」を開院できる制度が承認されました。

- これを受けて、日本病理学会では「国民のためのよりよい病理診断に向けた行動指針」を 2013 年より 2 年ごとに発行・公開し、検査センターの協力の下、病理診断（医行為）を医療機関内で行うべく調整を進めています。
- 本クリニックは、上記課題の解決に寄与することを目指して開院します。

3. 将来展開

- 患者さんや臨床医の要望に応じて、慶應義塾大学病院がんゲノム医療センターと連携した分子病理診断を行います。病理診断時に検査した遺伝子変異情報等をデータベース化し、患者情報としてのデータベースを構築することで、慶應義塾大学病院臨床研究推進センターなどとも連携して患者さんを治験等にいち早くつなぎ、日本における課題の 1 つであるドラッグロスの解消にも取り組みます。
- 病理診断ー病理デジタル画像ーゲノム情報をアーカイブしたデータベースを構築し、教育・研究への活用（医療 DX）を通じて、アカデミアとしての慶應義塾の強みを活かした取り組みを行っていきます。
- 病理診断に関する各臓器のエキスパートとデジタルネットワークで連携し、より質の高い病理診断を提供します。
- 全国に複数の拠点を形成し、検査センターとも連携しつつ、国内における医療に広く貢献します。

デジタル病理診断システムを活用する専門家による遠隔病理診断連携体制



4. 慶應義塾病理診断クリニック所長

佐々木毅（病理専門医・病理専門医研修指導医・分子病理専門医・細胞診専門医）

* 慶應義塾大学医学部 特任教授

* 元 東京大学医学部附属病院病理診断科・病理部副部長／地域連携推進・遠隔病理診断センター長

* 日本病理学会 常任理事・医療業務委員長・社会保険委員長・分子病理専門医制度運営委員長・希少がん病理診断支援検討委員長

* 公益財団法人日本医療機能評価機構 評価委員

・ 事業内容についてのお問い合わせ先（医療機関）
慶應義塾病理診断クリニック事務局
E-mail : kdip-admin@adst.keio.ac.jp

【用語解説】

(注1) 医行為：医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為

※ご取材の際には、事前に下記までご一報くださいますようお願い申し上げます。

※本リリースは文部科学記者会、科学記者会、厚生労働記者会、厚生日比谷クラブ、各社科学部等に送信させていただいております。

・ 本リリースについてのお問い合わせ先（報道関係）

慶應義塾大学信濃町キャンパス総務課（飯塚・岸）

TEL : 03-5363-3611 FAX : 03-5363-3612 E-mail : med-koho@adst.keio.ac.jp

<https://www.med.keio.ac.jp>

・ 本リリースの配信元

慶應義塾広報室（若原）

TEL : 03-5427-1541 FAX : 03-5441-7640 E-mail : m-pr@adst.keio.ac.jp

<https://www.keio.ac.jp/>